

郡山市告示第268号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として、次のとおり指定する。

なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第10号に該当する区域である。

令和4年9月29日

郡山市長 品川 萬里

1 形質変更時要届出区域として指定する区域

郡山市待池台二丁目60番5、60番7及び60番8並びに熱海町長橋字向原20番6、20番19及び20番20

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

- (1) 鉛及びその化合物
- (2) 砒素及びその化合物